

一、最新中国法令

- [国务院关于印发《推动大规模设备更新和消费品以旧换新行动方案》的通知](#)

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2024〕7号

【发布日期】2024-03-13

【内容提要】该方案提出实施设备更新、消费品以旧换新、回收循环利用和标准提升四大行动，包括：

- 以节能降碳、超低排放、安全生产、数字化转型、智能化升级为重要方向，聚焦钢铁、有色、石化、化工、建材、电力、机械、航空、船舶、轻纺、电子等重点行业，大力推动生产设备、用能设备、发输配电设备等更新和技术改造。
- 开展汽车、家电产品等消费品以旧换新。
- 加快“换新+回收”物流体系和新模式发展，支持耐用消费品生产、销售企业建设逆向物流体系或与专业回收企业合作，上门回收废旧消费品。
- 对标国际先进水平，加快制修订一批能耗限额、产品设备能效强制性国家标准，动态更新重点用能产品设备能效先进水平、节能水平和准入水平。
- 聚焦汽车、家电、家居产品、消费电子、民用无人机等大宗消费品，加快安全、健康、性能、环保、检测等标准升级。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content_6939232.htm

- [商务部、生态环境部、海关总署关于发布第三批综合保税区维修产品目录的公告](#)

【发布单位】商务部、生态环境部、海关总署

【发布文号】商务部、生态环境部、海关总署公告2024年第7号

【发布日期】2024-03-13

【实施日期】2024-03-13

【内容提要】根据该公告：

一、最新中国法令

- [「大規模な設備の更新と消費財の買換を促進する行動方案」の公布に関する国务院による通知](#)

【発布機関】国务院

【発布番号】国発〔2024〕7号

【発布日】2024-03-13

【概要】本方案は、設備の更新、消費財の買換、リサイクルの推進、基準引上げという4大行動の実施を提言している。それには、以下のものが含まれる。

- 省エネ・炭素排出削減、排出の極小化、安全生产、デジタル化モデルチェンジ、スマート化グレードアップを重要な指針とし、鉄鋼、非鉄、石油化学、化学工業、建築資材、電力、機械、航空、船舶、繊維工業、電子などの重点産業に焦点を当て、生産設備、エネルギー設備、配電設備などの更新と技術の改良を大いに推進する。
- 自動車、家電製品などの消費財の買換を展開する。
- 「買換+回収」という物流システムと新たな行動様式の発展を加速させ、耐久消費財の生産及び販売企業がリバース・ロジスティクスシステムを構築し、又は専門の回収企業と提携し、消費財の出張買取を進めることをサポートする。
- 国際先端水準に足並みを揃え、エネルギー消費上限枠、製品設備のエネルギー効率の強制性国家基準の制定改正を加速し、重点エネルギー使用製品設備のエネルギー効率の先端水準、省エネ水準、参入水準を変動的に更新する。
- 自動車、家電、家具・インテリア製品、コンシューマーエレクトロニクス製品、民生用無人機などの大口消費財に焦点を当て、安全性、健康、性能、環境保護、検査などの基準引上げを加速させる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content_6939232.htm

- [第三回目の総合保税区補修製品目録の発布に関する商務部、生态环境部、税関総署による公告](#)

【発布機関】商務部、生态环境部、税関総署

【発布番号】商務部、生态环境部、税関総署公告2024年第7号

【発布日】2024-03-13

【実施日】2024-03-13

【概要】本公告によると

- 综合保税区内企业（以下简称区内企业）可开展飞机发动机短舱、汽车变速箱、投影仪等产品的维修业务。
- 允许区内企业开展本集团国内销售的自产产品保税维修业务，维修后返回国内，不受维修产品目录限制。
- 允许国内待维修且属于综合保税区维修产品目录内货物进入综合保税区维修后，直接出口至境外。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202403/20240303480741.shtml>

- 総合保税区内企業（以下、区内企業という）は航空機エンジンのナセル、自動車のトランスミッション、プロジェクターなどの製品の補修業務を展開することができる。
- 区内企業が、当該グループの国内販売する自社製品に対する保税補修業務を展開することを認め、補修完了後に国内へ返却輸送する際に、補修製品目録の制限は受けない。
- 国内で補修待ちであり且つ総合保税区補修製品目録に記載される貨物が総合保税区内に搬送され補修を終えた後、直接国外に輸出されることを認める。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202403/20240303480741.shtml>

● **最高人民法院关于规范和加强办理诉前保全案件工作的意见**

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法〔2024〕42号
【实施日期】2024-03-01
【内容提要】根据该意见，对申请人提出的诉前保全申请，被保全财产（证据）所在地、被申请人住所地或者对案件有管辖权的人民法院不得以诉前保全不方便实施、起诉登记立案方可申请诉讼保全等为由拒绝受理。该意见同时对诉前保全申请受理、准许、采取措施及完善配套衔接机制等方面作出了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://mp.weixin.qq.com/s/3lLR5PfwSb_V89t6iPxZaA

● **訴訟前保全案件手續作業の規範化と強化に関する最高人民法院による意見**

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法〔2024〕42号
【実施日】2024-03-01
【概要】本意見によると、申立人による訴訟前保全申立てに対し、保全対象物となる財産（証拠）の所在地、被申立人の住所地又は案件に対し管轄権を有する人民法院は、その訴訟前保全の実施が不便であること、提訴登記申立人は訴訟保全の申立が可能であることなどを理由として受理を拒否してはならない。同時に、本意見では、訴訟前保全の申立の受理、承認、措置の実施及び付帯する関連制度の整備などの方面からの規定も設けている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://mp.weixin.qq.com/s/3lLR5PfwSb_V89t6iPxZaA

● **上海市人民政府办公厅关于印发《上海外资研发中心提升计划》的通知**

【发布单位】上海市人民政府办公厅
【发布文号】沪府办规〔2024〕3号
【发布日期】2024-03-12
【实施日期】2024-03-15
【内容提要】该计划内容包括：

- 支持外资研发中心加大研发投入，支持外资研发中心申报本市财政科技计划项目并获得资助。
- 鼓励外资研发中心加强开放创新，支持外资研发中心设立各类开放式创新载体，给予土地、税收等要素保障。

● **「上海外資系研究開発センター向上計画」の公布に関する上海市人民政府弁公庁による通知**

【発布機関】上海市人民政府弁公庁
【発布番号】滬府弁規〔2024〕3号
【発布日】2024-03-12
【実施日】2024-03-15
【概要】本計画には下記の内容が含まれる。

- 外資系研究開発センターによる研究開発への投資拡大を支援し、上海市の財政科学技術計画事業を申告し且つ資金補助の獲得を支援する。
- 外資系研究開発センターによるオープンイノベーションの強化を奨励し、外資系研究開発センターによる各種の開放式イノベーション手段の設立を支援し、土地、税金等の面での保障を与える。

- 优化外资研发中心科研物资通关和监管流程。
- 支持外资研发中心研发数据依法跨境流动，健全数据跨境制度规范；在上海自贸区及临港新片区制定管理数据清单和重要数据目录安全有序自由流动。
- 加大外资研发中心科技创新金融支持，在跨境资金收付方面，给予外资研发中心收付业务便利化安排。
- 提升外资研发中心知识产权保护水平。支持外资研发中心申报本市专利工作试点示范单位，并给予项目经费支持。加大对知识产权侵权行为的惩治力度，对重复侵权、恶意侵权及其他严重侵权行为，积极适用惩罚性赔偿。
- 支持外资研发中心引才留才，优化在华工作许可办理流程，放宽外籍高端人才的年龄、学历、工作经验限制，发布多语种外籍人才政策；在落户、住房、子女教育、配偶就业、医疗保障等方面给予支持。
- 落实科技创新财政税收政策，加强对申请认定高新技术企业、技术先进型服务企业、全球研发中心提供指导和服务。
- 外資系研究開発センターにおける科学研究物資の通関と監督管理システムを最適化する。
- 外資系研究開発センターの研究開発データの法に依拠した越境移転を支持し、データ越境移転の制度規範を健全化する。上海自由貿易試験区と臨港新区において、管理データリストと重要なデータリストを制定し、データの安全且つ秩序ある自由な移転を実現させる。
- 外資系研究開発センターの科学技術イノベーションへの金融支援を強化し、クロスボーダー資金決済において、外資系研究開発センター決済業務の利便化を手配する。
- 外資系研究開発センターにおける知的財産権の保護レベルを引き上げる。外資系研究開発センターによる市内での特許業務試行組織の申告を支援し、プロジェクトの資金援助を与える。知的財産権の侵害行為に対する制裁を強化し、侵害の繰り返し、悪質な侵害、及びその他の深刻な侵害行為に対する制裁的損害賠償を積極的に適用する。
- 外資系研究開発センターによる人材の登用・引き留めを支援し、中国における就労許可の手続きのプロセスを最適化し、外国籍高度人材の年齢、学歴、就労経験等の制限を緩和し、多言語外国籍人材政策を公布する。戸籍、住所、子弟の教育、配偶者の就労、医療保障などの面において支援する。
- 科学技術イノベーションに関する財政・税務政策を着実に実施し、ハイテク企業の認定、先端技術サービス企業の認定、グローバル研究開発センターの認定の申告における指導とサービスを強化する。

【法令全文】请点击以下网址查看：
上海市人民政府办公厅关于印发《上海外资研发中心提升计划》的通知
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20240312/8496fe67c56f4dc4b60ee5dc7810d698.html>
官方解读
<https://www.shanghai.gov.cn/wzjd/20240312/e6091c86d8b74c269222c679735fd25a.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
「上海外資系研究開発センター向上計画」の公布に関する上海市人民政府办公厅による通知
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20240312/8496fe67c56f4dc4b60ee5dc7810d698.html>
公式解説
<https://www.shanghai.gov.cn/wzjd/20240312/e6091c86d8b74c269222c679735fd25a.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、最新资讯

- [中国人民银行发布双语版《外籍来华人员支付指南》](#)

日前，中国人民银行发布双语版《外籍来华人员支付指南（Guide to Payment Services in China）》（[中文版](#)；[英文版](#)），主要为外籍来华人员介绍移动支付、银行卡、现金、账户、数字人民币等支付服务的获取方式和使用流程。

（里兆律师事务所 2024 年 03 月 15 日编写）

- [财政部等多部门编发《我国支持科技创新主要税费优惠政策指引》](#)

日前，财政部会同科技部、海关总署、国家税务总局联合编写《[我国支持科技创新主要税费优惠政策指引](#)》。该指引按照科技创新活动环节，从创业投资、研究与试验开发、成果转化、重点产业发展、全产业链等方面对政策进行了分类，并详细列明了每项优惠的政策类型、涉及税种、优惠内容、享受主体、申请条件、申报时点、申报方式、办理材料、政策依据等内容。此外，该指引附有相关税费优惠政策表，旨在为纳税人提供菜单式和一站式服务。

（里兆律师事务所 2024 年 03 月 15 日编写）

- [国家知识产权局：2024 年将全面实施专利开放许可制度](#)

日前，国家知识产权局官员介绍，2024 年将全面实施专利开放许可制度，推进一对多开放许可，降低制度性交易成本，提高专利转化效率。

（里兆律师事务所 2024 年 03 月 15 日编写）

三、里兆解读

- [解读新《公司法》之注册资本认缴、实缴的演变和应对](#)

内容提要

中国 2013 年《公司法》规定了注册资本认缴制，未限定有限责任公司股东的出资期限，部分公

二、新着情報

- [中国人民銀行が二か国語版「訪中外国人向けの決済手続き」を発表した](#)

先頃、中国人民銀行が二か国語版「訪中外国人向けの決済手続き（Guide to Payment Services in China）」（[中国語版](#)；[英語版](#)）を発表した。本手続きは訪中外国人に向けて、モバイル決済、銀行カード、現金、口座、デジタル人民元などの決済サービスの入手方法と使用手順を紹介している。

（里兆法律事務所 2024 年 3 月 15 日付で作成）

- [財政部等の複数部門が「中国科学技術イノベーション支援に関する主な租税公課優遇政策ガイドライン」配布した](#)

先頃、財務部は科学技術部、税関総署、国家税務総局と共同で「[中国科学技術イノベーション支援に関する主な租税公課優遇政策ガイドライン](#)」を編集した。本ガイドラインは、科学技術イノベーションの活動サイクルに基づき、ベンチャー投資、研究開発、成果物の事業化、重要産業発展、全産業チェーンなどの面から政策に対し分類を行い、且つそれぞれの優遇ごとの政策タイプ、関連税目、優遇内容、優遇対象者、申請条件、申告時期、申告方法、手続に必要な書類、政策根拠などを詳細に列挙している。このほか、納税者にメニュースタイルかつワンステーション形式でのサポートを提供する目的で、かかる租税公課の税優遇策一覧を添付している。

（里兆法律事務所 2024 年 3 月 15 日付で作成）

- [国家知識産権局：2024 年に実施許諾用意制度を全面的に実施する](#)

先頃、国家知識産権局政府要員より、2024 年に実施許諾用意制度を全面的に実施し、一对複数形式での実施許諾を推進し、制度的な取引コストを抑え、特許の事業化率を向上させるとの説明がなされた。

（里兆法律事務所 2024 年 3 月 15 日付で作成）

三、里兆解説

- [新「会社法」における登録資本金の引受、払込の変遷及び対応についての考察](#)

概要

2013 年の中国「会社法」では、登録資本金引受制を導入し、有限責任会社における株主の出資金の払込

司将出资期限登记为 10 年、20 年，甚至 50 年之久。而新《公司法》明确规定有限责任公司股东应在 5 年内实缴出资。本文将整理中国《公司法》对注册资本认缴、实缴制度的演变，并基于新《公司法》等规定，为存量公司应对注册资本制度调整提供简要建议。

正文

2023 年 12 月 29 日，新《公司法》正式发布，并将于 2024 年 07 月 01 日生效施行。2024 年 02 月 06 日，《国务院关于实施〈中华人民共和国公司法〉注册资本登记管理制度的规定（征求意见稿）》（以下简称“国务院征求意见稿”）发布，理论上而言，国务院征求意见稿后续将确定并发布正式稿，与新《公司法》同步施行。

根据新《公司法》、国务院征求意见稿的规定，股份有限公司的发起人应当在公司成立前按照其认购的股份实缴出资。若存量公司为股份有限公司，则股东应在过渡期内（2027 年 06 月 30 日以前）完成实缴。限于篇幅原因，以下本文所述“公司”均指有限责任公司，股份有限公司相关内容不再展开论述。

一、注册资本认缴和实缴的演变

《公司法》自 1993 年首次发布后，共经历了多次修正、修订。其中，对注册资本认缴、实缴制度主要有以下四次变化。

1. 1993 年《公司法》规定了注册资本认缴制，设立公司前股东需一次性缴足注册资本，并分类规定了注册资本的最低限额（如，生产经营类公司最低 50 万元、咨询类公司最低 10 万元）。设立公司时，还需向政府部门提交验资证明。
2. 2005 年《公司法》规定了注册资本认缴制（限期实缴），要求一般公司的股东 2 年内足额实缴，投资公司的股东 5 年内足额实缴，注册资本最低限额为 3 万元。设立公司时，需实际缴纳不低于 20% 的注册资本并向政府部门提交验资证明。
3. 2013 年《公司法》规定了注册资本认缴制，除法律、行政法规等另有规定外，取消了对公司注册资本的出资期限、最低限额、验资的强制要求。2013 年《公司法》

期限が定められていなかったために、出資金の払込期限を 10 年、20 年、ひいては 50 年にして登記している会社もある。この点、新「会社法」においては、有限責任会社の株主は、5 年以内に出資金を払い込まなければならないと明確に規定している。本稿では、中国「会社法」における登録資本金の引受、払込の変遷を整理し、新「会社法」等の規定に基づく登録資本金制度の調整に伴い、既存会社に求められる対応について、助言する。

本文

2023 年 12 月 29 日に、新「会社法」が正式に公布され、2024 年 7 月 1 日に発効し施行される。2024 年 2 月 6 日に、「『中華人民共和國会社法』登録資本金登記管理制度の実施に関する國務院の規定（意見募集案）」（以下「國務院の意見募集案」という）が公布されたが、理論的に言えば、國務院の意見募集案の正式版も今後、新「会社法」と同時に施行されるはずである。

新「会社法」、國務院の意見募集案の規定によると、株式有限会社の発起人は、払込を引き受けた株式に係る出資金の払い込みを、会社の成立前までに完成させる必要がある。もし既存会社が株式有限会社である場合、株主は、移行期間以内に（2027 年 6 月 30 日までに）払込を完了しなければならない、と規定している。なお、紙面の都合上、下記にいう「会社」とは、いずれも有限責任会社を指し、株式有限会社に関連する内容は、割愛する。

一、登録資本金の引受、払込の変遷

「会社法」は 1993 年に制定された後、数回、改正・修正を経ている。そのうち、登録資本金の引受制、払込制に関して、4 回の変更があった。

1. 1993 年の「会社法」において、登録資本金払込制を定め、会社設立までに株主が、登録資本金の満額を払い込んでおくことを義務付けるとともに、業種別に登録資本金の最低金額が設けられていた（例えば、生産経営類の会社については少なくとも 50 万元、コンサルティング類の会社については少なくとも 10 万元）。また、会社設立時、政府部門へ出資検査証明書を提出することも義務付けられていた。
2. 2005 年の「会社法」において、登録資本金引受制（一定期限内に払い込むことを認める制度）を定め、払込期限について、一般的な会社における株主に対しては、2 年以内、投資会社の株主に対しては、5 年以内に満額払い込まなければならない、また、登録資本金の最低金額は、3 万元としていた。また、会社設立時、20% 以上の登録資本金を実際に払い込んだうえで、政府部門へ出資検査証明書を提出することも義務付けられていた。
3. 2013 年の「会社法」において、登録資本金引受制を定め、従前の会社の登録資本金の出資期限、最低金額、出資検査に係る要件が撤廃された（但し、法律、行政法規等に別段の規定

实施后，因降低了设立公司的门槛，一定程度上激发了市场活力、推进了创业浪潮，据统计，自2014年至2023年年底，中国公司数量增长了2.7倍。在宽松的注册资本认缴制下，部分公司多年实际出资为0、公司真实资信情况不明、交易方的信赖利益频频受损。为平衡市场的发展和活力和秩序，在实务和理论层面，一直有再次修订《公司法》注册资本相关制度的讨论。

4. 2023年《公司法》（即，新《公司法》）规定了注册资本认缴制（限期实缴），除法律、行政法规等另有规定外，要求公司股东5年内足额实缴，未设定注册资本的最低限额。同时，新《公司法》明确要求公司将股东认缴及实缴的出资额、出资方式及出资日期在国家企业信用信息公示系统公示，并设定了公司未公示或未如实公示的处罚条款（责令改正、罚款等）。

二、新《公司法》施行后存量公司的合规义务

新《公司法》发布后，为了让市场更好地适应注册资本认缴制度的重大变化，国务院征求意见稿对成立于新《公司法》生效（2024年07月01日）之前的公司（简称“存量公司”）实施“3+5”政策，设定了3年过渡期（自2024年07月01日起至2027年06月30日止，简称“过渡期”），对符合条件的存量公司设定了简化的减资手续，并对出资期限、出资额明显异常的判定处置方式，等等，进行了细化规定，我们简要说明如下。

1. 3年过渡期内，存量公司可以相应调整出资期限，调整后剩余出资期限（自2027年07月01日起）应控制在5年内。实际导致的效果为，在注册资本不变的情况下，存量公司的股东应在2032年06月30日之前（8年内）实缴出资。
2. 出资期限超过30年或出资额超过人民币10亿元的存量公司，公司登记机关可以结合该存量公司具体情况、对注册资本的真实性进行研判。经法定程序认定该存量公司出资期限、出资额确实存在明显异常的，可能会要求该存量公司在6个月内（而非在3年过渡期内）对出资期限、出资额进行调整。调整后的出资期限自2027年

（即，新《公司法》）公布后，2013年「会社法」が実施された後、会社設立のための要件が緩和されたことで、市場が活性化され、起業ブームが起きた。統計データによると、2014年から2023年末にかけて、中国の会社数が2.7倍に増えた。しかし、このような緩やかな要件の登録資本金引受制のもとで、長年、出資金を払い込んでおらず、信用状況が不明瞭な会社が一部存在し、取引先が会社を誤信したため、損害が生じるケースが多数発生した。そのため、市場の活性化と取引の安全、秩序維持との間のバランスを図るために、実務及び理論の面から、「会社法」の登録資本金関連制度の見直しに関する議論が行われた。

4. 2023年の「会社法」（即ち、新「会社法」）において、登録資本金引受制（一定期限内に払い込むことを認める制度）を定め、法律、行政法规等に別段の規定がある場合を除き、5年以内に満額払い込むことを会社の株主に義務付けている（但し、登録資本金の最低金額は、設けていない）。また、新「会社法」では、株主の引受出资额と払込出资额、出资方式及び出资日期を国家企業信用情報公示システム上で公示することを会社に義務付けた上で、会社が公示しなかった場合、又は公示内容に虚偽記載があった場合のペナルティ条項（是正命令、過料等）を設けている。

二、新「会社法」施行後、既存会社のコンプライアンス遵守義務

新「会社法」の公布後、大きな変更が加えられた登録資本金引受制によりよく適応させるべく、国务院の意見募集案では、新「会社法」の発効日（2024年7月1日）前に成立している会社（以下「既存会社」という）に対して、「3+5」政策のもとで、3年の移行期間（2024年7月1日から2027年6月30日までとする。以下「移行期間」という）を設け、所定の条件を満たす既存会社を対象とする簡素化された減資手続きを設け、また出資期限、出资额が著しく異常であると判定された場合の取り扱いなどに関する詳細化規定を設けている。これについて、以下の通り簡潔に説明する。

1. 3年の移行期間以内に、既存会社は、出資期限を調整することとなるが、調整後、出資期限までの残りの年数（2027年7月1日から起算する）を5年以内になるようにする必要がある。つまり、登録資本金を変更しない場合、既存会社の株主は2032年6月30日までに（8年以内に）出資金の払い込を完成させる必要があるということになる。
2. 出資期限が30年を超過し、又は出资额が10億人民元を超過している既存会社については、会社登記機関は、当該既存会社の具体的状況、登録資本金の真实性を踏まえて、判断する。法定の手続きを経て、当該既存会社の出資期限、出资额が著しく異常であると判定された場合6か月以内に（3年の移行期間以内ではない）、出資期限、出资额を調整するよう求められ

07月01日起应控制在5年内。

3. 过渡期内，满足一定条件的存量公司，可以通过简易程序（线上公示20天且债权人无异议）对未实缴部分的注册资本进行减资。需满足的条件包括：（1）不存在未结清债务或者债务明显低于公司已实缴注册资本等情形；（2）全体股东承诺对减资前的公司债务在原有认缴出资范围内承担连带责任；（3）全体董事承诺不损害公司的债务履行能力和持续经营能力。
4. 特定的存量公司（承担国家重大战略任务、关系国计民生或者涉及国家安全、重大公共利益的公司），经法定程序可以按原有出资期限出资，即，突破了5年内实缴出资的限制。
5. 存在经营异常等情况（如，被吊销营业执照、住所失联等）无法调整注册资本的存量公司，公司登记机关将进行另册管理，在国家企业信用信息公示系统上作出特别标注并向社会公示。
6. 另外，新《公司法》2024年07月01日正式施行后，新设立的公司需在5年内缴足注册资本；增资的公司，需在增资的5年内缴足增加的注册资本。

需要注意的是，国务院征求意见稿目前尚未最终定稿，后续发布的正式稿件可能仍有变动，建议存量公司对后续立法动态保持关注。

结语

新《公司法》对注册资本认缴制度、股东出资责任等进行了相对较大的改变，给公司（尤其是存量公司）及股东、高管都带来了新的合规挑战。存量公司应根据新《公司法》等新规要求，变更出资期限、在合规的出资期限内实缴出资。同时，存量公司也可以通过减少注册资本、股权转让、注销等其他方式进行灵活处理，满足合规要求，建议在专业人士的帮助下进行合规应对。

（作者：里兆律师事务所 包巍岳、熊潇）

的可能性。この場合においても、調整後の出資期限は、2027年7月1日から起算し、5年以内になるようにしなければならない。

3. 一定の条件を満たしている既存会社は、移行期間内において、簡易手続き（一定の条件を満たしている既存会社は、オンライン上で20日間の公示を行い、その間、債権者から異議申し立てがなければ、未払い部分の登録資本金に対する簡易の減資手続きを行える）により、まだ払い込んでいない登録資本金について減資を行うことができる。所定の条件には、以下のものが含まれる。（1）未弁済の債務が存在しない、又は債務が会社の払込済み登録資本金を明らかに下回るといった状況が存在しない場合。（2）全株主が減資前の会社債務に対してもとの出資額の範囲内で連帯責任を負うことを誓約した場合。（3）全董事が会社の債務履行能力及び持続的な経営能力を損なわないことを誓約した場合。
4. 特定の既存会社（国の重要戦略任務を引受け、国の経済と人々の暮らし、又は国の安全、重要な公共の利益に関わる会社）については、法定の手続きを経て、もとの出資期限のままで出資することが可能である（つまり、5年の出資金の払込期限に関する規定は、適用されない）。
5. 経営異常などの状況（例えば、営業許可証の取り消し、連絡が取れないなど）が存在し、登録資本金を調整できない既存会社については、会社の登記機関が、特別管理し、国家企業信用情報公示システム上で、特記事項として公開する。
6. また、新「会社法」が2024年7月1日に正式に施行された後に新設された会社は、5年以内に登録資本金を満額払い込まなければならない。増資を行う会社は増資後の5年以内に登録資本金の増加分を満額払い込まなければならない。

なお、現時点では、国务院の意見募集案は、まだ確定されておらず、現在の内容のままで、今後、正式版が公布されるとは限らないため、既存会社において、今後も引き続き、立法の動向を注視していくことが望ましい。

おわりに

新「会社法」では、登録資本金引受制度、株主の出資責任などが大きく変更され、会社（とりわけ、既存会社）及び株主、高級管理職者にとって、コンプライアンス経営上の新たな課題となるものであり、既存会社においては、新「会社法」などの新規規定の要求に基づいて、出資期限を変更し、法定の出資期限以内に資本金の払い込みを完成させる必要がある。また、既存会社においては、状況に応じて、登録資本金の減少、出資持分の譲渡、抹消等といった対応方法も考えられるが、専門家のサポートを受けながら、コンプライアンス遵守のための対応を進めていくことが望ましい。

（作者：里兆法律事務所 包巍岳、熊潇）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 依据新《公司法》、《外商投资法》等启动修改合资合同、公司章程
- 新旧《公司法》的对比及简要解读（公司、股东、董监高三个层面）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 新「会社法」、「外商投資法」などに基づく、合併契約、会社定款の修正の開始
- 新旧「会社法」の対照比較及びポイント解説（会社、株主、董事・監事・高級管理職者の視点から）